

【季刊】法律をもっと身近に

ほうてらす Vol.37

P06-07

INTERVIEW

為末 大さん

P08-09

困ったときの法テラス 相談事例集Vol.1

P10

スタ弁日記

P11

リレーション・テラス

P12

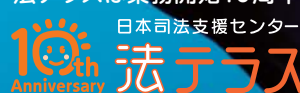
こちら法テラス旭川です!

特集 暮らしのなかの法律 P02-05

スポーツと法律

知っておきたいルールの世界

法テラスは業務開始10周年



このコーナーでは、
地方事務所の活動内容
などをご紹介します!

01



北海道旭川市3条通
9-1704-1
TKフロンティアビル6F
☎0503383-5566
◎平日9:00～17:00
◎JR「旭川」駅から徒歩
8分。旭川電気軌道バス、
道北バス「3条9丁目」停
留所から徒歩1分。



山を越え、海を渡り、雪をかき分け

北の大地、北海道で最北の地域を
管轄するのが、法テラス旭川です。
面積でみて北海道の約4分の1を受
け持つ、まさに「広大な北の大地」
がびっぴりの事務所です。
自治体や福祉機関等の皆さまからの
「法テラスってなに？」という声に
応じて、スタッフ弁護士や職員が法テラ
スの業務説明にお伺いするには、車
で山を越え、ある時はフェリーで海を渡
り、ある時は雪をかき分け、というこ
とになります。
平成27年には、司法ソーシャルワ
ークの試みとして、旭川市、旭川弁護士
会と協力し「旭川市リーガルぶらっと
ホーム」を始めました。旭川市の福祉
機関の方々とスタッフ弁護士が一緒
になって、支援が必要な方のお困りごと
を整理し、法的支援が必要な場合には、
旭川弁護士会の弁護士におつなぎする
取り組みです。
ただ、いかにせん管轄の地域は広大
です。全域に十分な支援が届いている
わけではありません。地域の皆さまの
お困りごとの解決に向けた支援の輪を
もっと広げるため、法テラス旭川は、
今日も北の大地をかけまわります。



困ったら法テラス。まずはお電話を。 [平日:午前9時～午後9時]
[土曜日:午前9時～午後5時]

法テラス サポートダイヤル **0570-078374**
IP電話からは03-6745-5600

犯罪被害者支援ダイヤル **0570-079714** 震災法テラスダイヤル **0120-078309**
IP電話からは03-6745-5601

www.houterasu.or.jp 法テラス

発行:日本司法支援センター(法テラス)本部/発行責任者:事務局長 鈴木啓文
法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 電話:050-3383-5333(代表)
平成28年7月発行

法テラスの由来

法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々につらいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味を込めています。